

一宮町  
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月



## 目 次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
	1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
	2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
	3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
	4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について	7
	5. 対策推進のための役割分担	10
	6. 行動計画の主要5項目	12
	(1) 実施体制	12
	(2) 情報提供・共有	13
	(3) 予防・まん延防止	14
	(4) 予防接種	15
	(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保	18
	7. 発生段階	19
III	各段階における対策	21
	未発生期	21
	(1) 実施体制	21
	(2) 情報提供・共有	22
	(3) 予防・まん延防止	22
	(4) 予防接種	23
	(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保	23
	海外発生期	25
	(1) 実施体制	25
	(2) 情報提供・共有	26
	(3) 予防・まん延防止	26
	(4) 予防接種	26
	(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保	27
	国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期	28
	<県内未発生期>	29
	<県内発生早期>	29
	「緊急事態宣言がされていない場合の措置」	
	(1) 実施体制	29
	(2) 情報提供・共有	29
	(3) 予防・まん延防止	29
	(4) 予防接種	30
	(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保	30
	「緊急事態宣言がされている場合の措置」	
	(1) 実施体制	31
	(2) 情報提供・共有	31

(3) 予防・まん延防止	31
(4) 予防接種	31
(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保	31
国内感染期<県内感染期>	31
<県内感染期移行前>	33
<県内感染期>	33
「緊急事態宣言がされていない場合の措置」	
(1) 実施体制	33
(2) 情報提供・共有	34
(3) 予防・まん延防止	34
(4) 予防接種	35
(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保	35
「緊急事態宣言がされている場合の措置」	
(1) 実施体制	36
(2) 情報提供・共有	36
(3) 予防・まん延防止	36
(4) 予防接種	36
(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保	37
小康期	38
(1) 実施体制	38
(2) 情報提供・共有	38
(3) 予防・まん延防止	39
(4) 予防接種	39
(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保	40
(参考1) 町内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	41

# I はじめに

## 1. 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、毎年、流行を繰り返している季節性インフルエンザウイルスとそのウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生し、発生周期は10年から40年となっている。ほとんどの人が、新型のウイルスに対する免疫をもっていないため、世界的な大流行（以下「パンデミック」という。）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響をもたらすことが懸念されている。

また、新型インフルエンザ同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、国ではこれらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしている。

## 2. 国の新型インフルエンザ対策への取組

国では、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画）」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」による新型インフルエンザ対策の強化に合わせて、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

また、同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計され、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人、死亡率は0.16（人口10万対）であり、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性の違いによる対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。実際、病原性が季節性インフルエンザ並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、この時の経験を踏まえ、平成23年9月に新型インフルエンザ行動計画を改定した。

## 3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

国では、これまでの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を制定し、平成25年4月に施行した。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が

発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

#### 4. 政府行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき、2013年（平成25年）6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

#### 5. 千葉県行動計画の作成

千葉県は、平成17年11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、数次にわたり改定を行ってきたが、特措法に基づく政府行動計画の策定を踏まえ、また、特措法に規定された行動計画とするために、平成25年11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を改定した。

県行動計画は、千葉県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すもので全庁（出先機関を含む）が一体となって取組を推進し、対策を実施するとされている。

#### 6. 一宮町行動計画の作成

町においても、特措法第8条に規定された行動計画を作成することとした。

町行動計画は政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、町における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、本行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。

また、本行動計画等に基づき、全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施することが必要である。

なお、本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画と同様に、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

町行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ随時見直す必要があり、また、政府行動計画又は県行動計画が変更された場合も、適時適切に変更を行うものとする。

## Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。千葉県は、日本の玄関口である成田国際空港を擁しているため、その懸念は小さくないと考えられる。

新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭におき、本町としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。

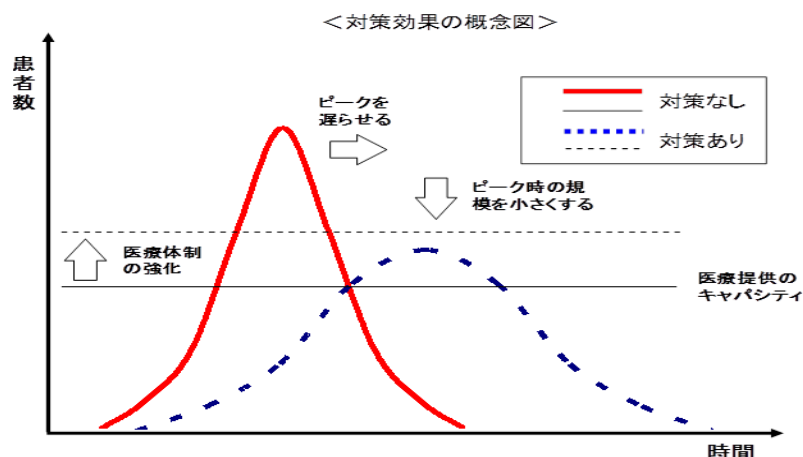
イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。





## 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本町においては、科学的知見及び国や他自治体等の対策も視野に入れながら、医療体制等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- (1) 発生前の段階では、本町における実施体制の構築、千葉県が実施する抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況の確認、医療体制の整備への協力や、行政における業務継続計画の策定、町民や町内事業者への新型インフルエンザ等に関する知識の普及や業務継続計画策定要請など、発生に備えた事前の準備を行っておくことが重要である。
- (2) 新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことが不可能であるということを前提とする対策を策定することが必要である。国や千葉県の対策に協力し、病原体の国内侵入をできる限り遅らせることが重要である。
- (3) 国内の発生当初の段階では、国のQ & A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、町民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口等を設置して適切な情報提供を行うことや、千葉県が病原性に応じて行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の措置に協力するなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- (4) なお、発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (5) 感染が拡大した段階では、国、千葉県、関係機関等と連携して、医療の確保や町民生活・町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

### 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、千葉県、町又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### （１）基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、千葉県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡し等について協力するにあたり、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

これらの、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### （２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要がある。

#### （３）関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、千葉県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は千葉県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

#### （４）記録の作成・保存

町は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては以下、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本町（平成 22 年国勢調査では、一宮町の人口 12,034 人で全国人口 128,057,352 人の 0.009%）に当てはめることで、被害想定を行った。

発生時の被害想定

重度別		中等度 (アジアインフルエンザ)	重度 (スペインインフルエンザ)
致命率		0.53%	2.0%
医療機関を受診する患者数	全国	約 1,222 万人～約 2,349 万人	
	千葉県	約 63 万人～約 121 万人	
	一宮町	約 1,222 人～約 2,350 人	
入院患者数※	全国	約 53 万人 (1日最大約 10.1 万人)	約 200 万人 (1日最大約 39.9 万人)
	千葉県	約 2.6 万人 (1日最大約 4,900 人)	約 9.7 万人 (1日最大約 19,400 人)
	一宮町	約 50 人 (1日最大約 9 人)	約 188 人 (1日最大約 38 人)
死亡者数	全国	約 17 万人	約 64 万人
	千葉県	約 0.8 万人	約 3.1 万人
	一宮町	約 16 人	約 60 人

※ 8 週間続くとして流行発生から 5 週目

ア 国は、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計している。本町に当てはめた場合は、医療機関を受診する患者数は、約1,222人～2,350人と推計される。

イ 国は、入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計している。

本町に当てはめた場合は、中等度の場合では、入院患者数の上限は約50人、死亡者数の上限は約16人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約188人、死亡者数の上限は約60人となる推計される。

ウ 国は、全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計している。

本町に当てはめた場合は、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は約9人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は約38人と推計される。

エ これらの推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の日本の医療体制、衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。

オ これらの想定については、多くの議論があり、科学的知見が十分と言えないことから、国は最新の科学的知見の収集に努め必要に応じて見直しを行うこととしている。

カ 新感染症については、未知の感染症であるため、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものは新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きく、町の危機管理として対応する必要があるとあり、併せて特措法の対象となっている。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対応を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対応を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

ア 町民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。

り患者は、1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

イ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示す。

### 1. 国

新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努め、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国その他諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策をすすめる。

### 2. 千葉県

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応をする。

新型インフルエンザ等の発生前の段階から、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進する。各部局庁では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

さらに、国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生した際には、「政府対策本部」の設置とともに、千葉県は直ちに「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、同対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。その後も必要に応じて同対策本部会議を開催する。

「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発

<p>生段階に応じた具体的な対策を検討する。</p> <p>また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。</p>
<p><b>3. 一宮町</b></p> <p>町民に対する情報提供やワクチンの接種や、独居高齢者や障害者等への生活支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。</p> <p>政府が新型インフルエンザ緊急事態宣言を発表した際には、速やかに一宮町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、必要な対策を実施する。</p> <p>対策を実施するに当たっては、千葉県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。</p>
<p><b>4. 医療機関</b></p> <p>医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。</p>
<p><b>5. 指定（地方）公共機関</b></p> <p>指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p>
<p><b>6. 登録事業者</b></p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し可能な限りその活動を継続するよう努める。</p>
<p><b>7. 一般の事業者</b></p> <p>感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。</p>
<p><b>8. 個人</b></p> <p>新型インフルエンザ等の発生前の平常時から、新型インフルエンザ等やその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、千葉県、町等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人レベルでできる対策を積極的に実践するよう努める。</p>

## 6. 行動計画の主要5項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、(1)実施体制、(2)情報提供・共有、(3)予防・まん延防止、(4)予防接種、(5)町民生活及び町民経済の安定の確保、の5項目に分けて立案している。各項目に含まれる内容を以下に示す。

### (1) 実施体制

#### ア 組織

新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く関係者に周知しておく必要がある。新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合等、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全庁一丸となった取組が求められる。

#### (ア) 一宮町新型インフルエンザ等対策会議

新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて「一宮町インフルエンザ等対策会議」を開催し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討する。

#### (イ) 一宮町新型インフルエンザ等対策本部

国内で新型インフルエンザ等が発生し、特措法に基づく政府による「緊急事態宣言」がされた場合は、町長を本部長とする「一宮町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置し、新型インフルエンザ等への対処方針、対策等を決定し、実施する。

また、政府による緊急事態宣言がされていない場合においても、町長が必要と認めるときは、特措法に基づかない任意の「対策本部」を設置する。



## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、千葉県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関、登録事業者、一般事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、千葉県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

### イ 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、町ホームページ、広報やマスメディア等複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ウ 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機管理に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、国等から情報収集する新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校及び保育園等において集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

### エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容につい

ては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。一宮町新型インフルエンザ等対策本部における広報班を中心としたチームを設置し、広報担当責任者が適時適切に情報を提供する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろにずらすことで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や、地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うまん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、千葉県内での対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### イ 主なまん延防止対策について

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、手洗い・うがい・マスク着用・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、千葉県が行う新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要

請等)等の感染症法に基づく措置や、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要に応じて千葉県が行う不要不急の外出自粛要請等に対し、適宜協力を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

#### (4) 予防接種

##### ア ワクチンについて

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

##### イ 特定接種

###### (ア) 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象者は、

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

なお、特定接種の対象となる登録事業者、国家公務員及び地方公務員並びにその接種順位については、国が基本的な考え方を提示しているが、実施にあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を、政府対策本部において総合的に判断し、決定することとなっている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

(イ) 特定接種の接種体制について

登録事業者の登録の基となる業務に直接従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となり、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員は当該地方公務員の所属する千葉県又は市町村が実施主体となる。実施については、原則として集団的接種により接種を実施する。このため、町は接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

ウ 住民接種

(ア) 住民接種について

住民接種は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）により行う。一方、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）により行う。

町民に対する予防接種は、以下の国の接種順位の考え方から国が順位を決定し、町はその順位に基づき町民に対する予防接種を行う。

<国の接種順位の考え方>

接種順位については、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の 4 群に分類することを基本とする。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - (a) 基礎疾患を有する者
  - (b) 妊婦
- b 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、町民生活及び町民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

・留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(イ) 住民接種体制

予防接種については、原則として集団的接種により接種を実施する。このため、未発生期から接種が円滑に行えるよう接種体制を構築しておく。

エ 医療関係者に対する要請

町は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、千葉県に対して医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うよう求める。

#### (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの町民が罹患し、流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、職場で多くの欠勤者が出るのが想定され、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足のおそれがある。

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活・町民経済への影響を最小限とできるよう、千葉県、本町、指定（地方）公共機関、各登録事業者は、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。また、その他事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

## 7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

国の行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延期、小康状態に至るまでを、それぞれの実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での各発生段階の移行については、WHOの情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとされている。

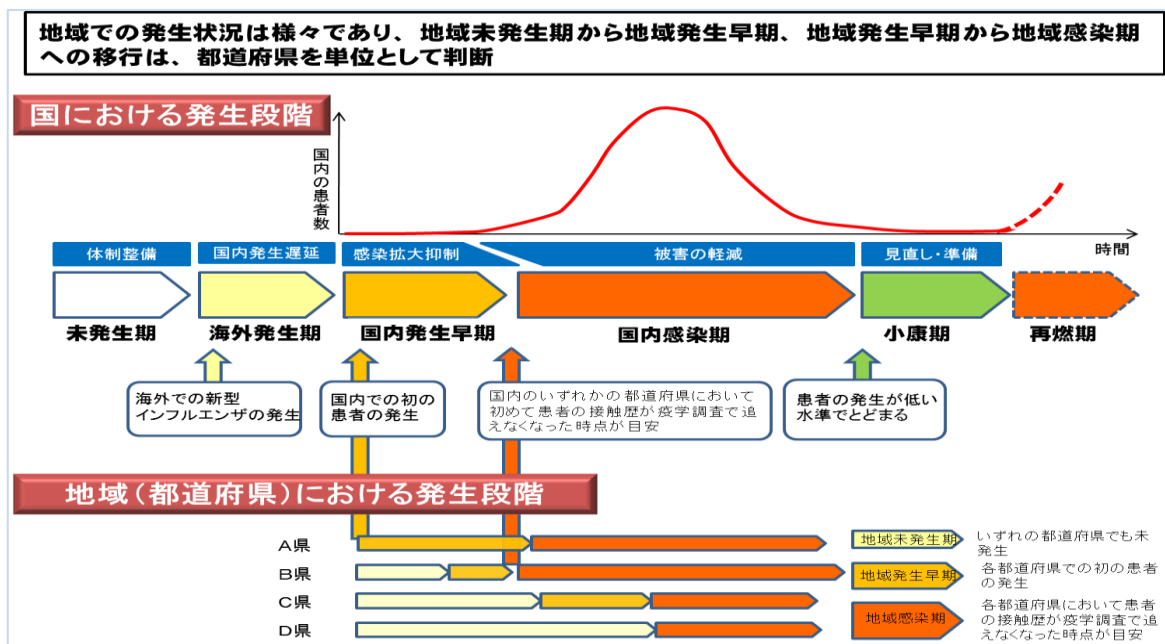
千葉県の行動計画では、国が決定した発生段階の状況と千葉県の状況が異なる場合は、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、千葉県が発生段階を定め、その移行についても、必要に応じて千葉県が判断することとしている。

このため、本町においては、千葉県に準じた5つの発生段階に分類し、各段階に対応した行動計画を実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意が必要である。

### ＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

※政府行動計画より転載



＜発生段階＞

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期	【国内発生早期】（国の判断） 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	【県内未発生期】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態
	【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
県内感染期	県内で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（国内感染期のうち、県内で感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期）
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



### Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要5項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や中止時期の判断の方法について

#### 未発生期

##### ○状況

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

##### ○目的

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。

は、必要に応じて、マニュアル等に定めることとする。

## ○対策の考え方

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国・千葉県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

## (1) 実施体制

### ア 町行動計画等の作成

町は特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じ見直していく。

### イ 体制の整備

- (ア) 新型インフルエンザ等発生時の対策を整備・強化するために、初動対応にあたる体制の確立や発生時に備えた一宮町業務継続計画（BCP）の策定等を進める。
- (イ) 新型インフルエンザ等の発生に備え、危機管理部門等の関係機関と平素からの情報交換、連携体制の確認、必要に応じ訓練を実施する。

## (2) 情報提供・共有

### ア 継続的な情報提供

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- (イ) 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の、季節性インフルエンザ等に対して実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

### イ 体制整備等

- (ア) コミュニケーションの体制整備として以下を行う。
  - a 新型インフルエンザ等発生時の、発生状況に応じた町民への情報提供の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。情報提供する媒体については、広報やホームページやマスメディア等複数の媒体を用いることとする。
  - b 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
  - c 常に情報の受け取り手の反応や必要としている情報の把握に努め、更なる情報提供に活かすこととする。

- d 関係機関等と電子メールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- e 新型インフルエンザ等発生時に様々な相談に応じるための「新型インフルエンザ等相談窓口」を迅速に設置できるよう準備する。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 対策実施のための準備

##### (ア) 個人レベルでの対策の普及

- a 手洗い、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ等発生時には、自らの発症が疑われる場合は感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。
- b 新型インフルエンザ等緊急事態における千葉県の実施する不要不急の外出自粛要請等の感染対策について理解促進を図る。

##### (イ) 地域対策・職場対策の周知

- a 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策や新型インフルエンザ等緊急事態における千葉県の実施する施設の使用制限の要請等の対策について周知に協力するための準備を行う。

##### (ウ) 衛生資機材などの供給状況の把握

町で備蓄している衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の在庫等の状況を把握する。

### (4) 予防接種

#### ア 特定接種対象者の登録への協力

国の進める登録事業者の登録に協力する。

#### イ 接種体制の構築

##### (ア) 特定接種

国の要請に基づき、集団的接種を原則とした接種体制の構築を進める。職員等の接種対象者の把握を行う。

##### (イ) 住民接種

- a 国及び千葉県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- b 国及び千葉県の技術的な支援を得ながら、円滑な接種の実施のために、居住する一宮町以外の市町村における接種を可能とするよう努める。

- o 速やかに接種することができるよう、茂原市長生郡医師会等と協力し、国から示される具体的なモデルを活用し、接種に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、接種日の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### ウ 情報提供

国が提供する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図る。

### (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### ア 事業者の対応

登録事業者及びその他の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え感染症対策などを周知する。

#### イ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- (ア) 県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国及び千葉県の要請に基づき、連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きについて検討・調整する。
- (イ) 町は、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、地方公共団体の備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、地域の生産・物流事業者等の確保、配分・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配布の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組みを進める。

#### ウ 火葬能力等の把握

千葉県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

#### エ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。

## 海外発生期

### ○状況

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### ○目的

- 1) 新型インフルエンザ等の町内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 町内発生に備えて体制の整備を行う。

### ○対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 町内発生した場合には、患者を早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、町内発生に備え、町内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- 5) 国が検疫等により、国内発生を遅らせるよう努めている間に、町民への情報提供、町民生活及び町民経済の安定維持のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

## (1) 実施体制

### ア 体制強化等

- (ア) 必要に応じ、一宮町新型インフルエンザ等対策連絡会を開催して情報の共有化を図る。
  - a 国及び千葉県が特措法に基づき「政府対策本部」「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置した場合は一宮町新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年一宮町条例第7号)に基づき、必要に応じ対策本部を設置する。

---

## (2) 情報提供・共有

---

### ア 情報提供

(ア) 町民に対して、国が示した海外の発生状況や市内で発生した場合に必要な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら、町ホームページ等複数の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。

(イ) 手洗い、マスク着用等の感染対策が必要であることを町民に周知する。

### イ 相談窓口の設置

(ア) 他の公衆衛生業務に支障を来さないように、町民からの一般的な問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。

(イ) 相談窓口寄せられる問い合わせ等の内容を踏まえ、町民がどのような情報を必要としているか把握する。

### ウ 情報共有

国が設置した情報共有を行う問い合わせ窓口を利用するなどして、国や関係機関等と情報共有を行う。

---

## (3) 予防・まん延防止

---

### ア 町内でのまん延防止対策の準備

町民に対して、手洗い、マスク着用等の基本的な感染予防対策を実践するよう周知する。

---

## (4) 予防接種

---

### ア ワクチンの供給

千葉県からワクチンの供給予定等の情報を収集する。

### イ 接種体制

#### (ア) 特定接種

町は、国の示した特定接種の具体的運用のもと、集団的接種を基本とし、職員等に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (イ) 住民接種

a 国及び千葉県と連携して接種体制の準備を行う。

b 国の要請を受け、全町民が、速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制をとれるよう準備する。

### ウ 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

## **(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

### **ア 事業者の対応**

登録事業者及びその他の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するよう周知する。

### **イ 要援護者の対策**

新型インフルエンザ等の発生後、町は新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

### **ウ 遺体の火葬・安置**

千葉県の要請に基づき、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置出来る施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）

### ○状況

#### ・ 県内未発生期

国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、千葉県内では発生していない状態。

#### ・ 県内発生早期

千葉県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

#### [対策の基準]

新型インフルエンザ等緊急事態宣言の有無

### ○目的

- 1) 町外から町内への感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 町内での感染拡大をできる限り抑える。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### ○対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅延させるため、引き続き、感染対策等を行う。緊急事態区域に指定された場合は、町内発生状況等を踏まえ、千葉県の緊急事態措置に協力・実施し、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、千葉県や茂原市長生郡医師会等と連携し、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
- 4) 県内未発生期については、海外発生期の対策を継続するとともに、県内発生早期の対策の準備を進める。



## ＜県内未発生期＞

基本的に海外発生期と同様の対策を講じる。

なお、緊急事態宣言がされた場合には、政府の基本対処方針の変更にに基づき県内発生早期の措置に基づく対策を講じる。

## ＜県内発生早期＞

### 「緊急事態宣言がされていない場合の措置」

#### (1) 実施体制

町は、基本的対処方針及び千葉県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

#### (2) 情報提供・共有

##### ア 情報提供

国及び千葉県が発信する情報を入手し、発生状況や具体的な対策等について情報提供する。新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があり、感染予防には一人ひとりが、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの个人防护を行うことが必要であることを町民に周知する。

##### イ 情報共有

インターネット等を活用し、国、千葉県や関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報を共有する。

##### ウ 相談窓口の充実・強化

(ア)引き続き、新型インフルエンザ等相談窓口において、町民からの相談に対応する。

(イ)町民からの問い合わせ状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討する。

#### (3) 予防・まん延防止

##### ア まん延防止対策

(ア)町は国、千葉県が町民、事業者等に対して行う次の要請に適宜協力する。

- a. 町民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- b. 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- c. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校等に指導

要請する。

- d. 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策を呼びかけるよう要請する。
- e. 病院、高齢者や障害者の施設等、重症化の要因となる基礎疾患を有する者が集まる施設や、治療や感染の拡大防止に困難を伴う者が入所する施設、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。

#### (4) 予防接種

##### ア 住民接種

- (ア) 町は、国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。
- (イ) 町は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、茂原市長生郡医師会や関係機関の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報を千葉県や国に提供する。
- (ウ) 町は、接種の実施にあたり、国、千葉県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的施設を活用するか、茂原市長生郡医師会等と連携して医療機関に委託すること等により町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- (エ) 町は、住民からの接種に関する相談に応じる。

#### (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

##### ア 事業者の対応

国から要請があった場合、町内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

##### イ 要援護者への支援

町は計画に基づき要援護者対策を実施する。

##### ウ 町民への呼びかけ

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。

#### [緊急事態宣言がされている場合の措置]

##### (1) 実施体制

町は、国が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を行った場合、速やかに一宮町新型インフルエンザ等対策本部を設置する

##### (2) 情報提供・共有

緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。

### (3) 予防・まん延防止

ア 千葉県内の区域が指定された場合は、緊急事態宣言がされていない場合の措置に加え、以下の対策を行う。

(ア) 学校、保育所（園）等に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づく、千葉県による施設の使用制限の要請に協力する。

(イ) 学校、保育所（園）等以外の施設に対し、特措法第 24 条第 9 項に基づく、千葉県の要請により感染予防策を周知する。

(ウ) 本町の場合、予防・まん延防止については、特措法第 45 条第 1 項に基づき千葉県知事の定める区域とされた場合、更に以下の対策を行う。

イ 千葉県の住民への要請に基づき、町民に対し生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を周知する。

### (4) 予防接種

#### ア 住民接種

緊急事態措置を実施する区域の指定にかかわらず、国の基本的対処方針の変更を受け、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

### (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

県内の区域が指定された場合は、緊急事態宣言がされていない場合の措置に加え、以下の対策を行う。

#### ア 水の安定供給

業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### イ 生活関連物資等の価格の安定等

町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、千葉県と連携して調査・監視をするとともに、必要に応じ、千葉県が関係事業者団体等に対して行う、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請に適宜、協力する。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 国内感染期（県内感染期）

### ○状況

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。（政府の判断）

#### <県内感染期>

千葉県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（千葉県の判断）

### ○目的

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 2) 町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える。

### ○対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。  
対策の実施については、発生の状況を把握し、実施すべき対策の判断をする。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、町民一人ひとりがとるべき行動について、分かりやすくかつ積極的に情報提供する。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数を少なくして医療体制への負担を軽減する。
- 4) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 5) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

#### <県内感染期移行前>

千葉県の患者の接触歴が疫学調査で追える状態において、政府が国内感染期への移行を決定した場合は、国内発生早期の対策を継続するとともに、県内感染期の対策の準備を進める。

#### <県内感染期>

「緊急事態宣言がされていない場合の措置」

### (1) 実施体制

千葉県が県内の患者発生状況を迅速に把握し、県内が感染期に入ったと判断したときは、国及び千葉県から示された基本的対処方針等を参考に必要な対策を決定する。

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- (ア) 国及び千葉県と連携し、引き続き、町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- (イ) 引き続き、感染予防には、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの町民一人ひとりが行う個人防護が重要であることを周知する。

### イ 情報共有

- (ア) インターネット等を活用し、国、千葉県及び関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報共有を継続する。

### ウ 相談窓口の継続

- (ア) 引き続き、新型インフルエンザ等相談窓口で町民からの相談に対応する。
- (イ) 町は国からQ & Aの改訂版が発出された場合は速やかに相談に活用する。

## (3) 予防・まん延防止

### ア 町内でのまん延防止対策

町は、千葉県が町民、事業者等に対して行う次の要請に協力する。

- (ア) 町民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- (イ) 事業者に対し、職場における感染対策を徹底するよう要請する。
- (ウ) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校等に要請する。
- (エ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策の呼びかけを行うよう要請する。
- (オ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう引き続き要請する。

## (4) 予防接種

ワクチンが供給可能になり次第、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を開始する。町民に対し接種に関する情報提供を開始する。

## (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

国及び千葉県の要請を受け、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

### イ 在宅で療養する患者への支援

国及び千葉県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

### ウ 町民への呼びかけ

食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者の適切な行動を呼びかける。

## 「緊急事態宣言がされている場合の措置」

### (1) 実施体制

ア 国が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を行った場合は、速やかに特措法に基づく町対策本部を設置し、千葉県対策本部等との連携を緊密にし、対策の基本的方針を決定する。

イ 千葉県への応援要請、他の地方公共団体による代行等

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき以下のことについて検討する。

(ア) 千葉県に応援を求めること

(イ) 他の地方公共団体に事務の一部を委託代行させること

(ウ) 地方公共団体の指定公共機関に職員の派遣を要請すること

### (2) 情報提供・共有

緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。

### (3) 予防・まん延防止

ア 千葉県内の区域が指定された場合は、緊急事態宣言がされていない場合の措置に加え、以下の対策を行う。

(ア) 学校、保育所（園）等に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づく、千葉県による施設の使用制限の要請に協力する。

(イ) 学校、保育所（園）等以外の施設し、特措法第 24 条第 9 項に基づく、千葉県の要請により感染予防策を周知する。

イ 本町の場合、予防・まん延防止については、特措法第 45 条第 1 項に基づき千葉県知事の定める区域とされた場合、更に以下の対策を行う。

(ア) 千葉県の住民への要請に基づき、町民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を周知する。

### (4) 予防接種

ア 住民接種

緊急事態措置を実施する区域の指定にかかわらず、国の基本的対処方針の変更を受け、特措法46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

### (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

千葉県内の区域が指定された場合は、緊急事態宣言がされていない場合の措置の対策に加え以下の対策を行う。

## ア 水の安定供給

国内発生期の記載を参照

## イ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、千葉県が行う要請等に協力する。

(イ) 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

## ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援

町は、国及び千葉県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

## エ 埋葬・火葬の特例等

(ア) 町は、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

(イ) 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。



## 小康期

### ○状況

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

### ○目的

- 1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

### ○対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## (1) 実施体制

### ア 対処方針の決定

国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合にはその対応を行う。

### イ 緊急事態宣言の解除

(ア) 国が緊急事態措置の解除宣言を行った場合には関係機関へ周知する。

国が「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- a 患者の数、ワクチン接種者の数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- b 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ペースで営まれるようになった場合
- c 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定す

る。

#### ウ 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて、本町行動計画、マニュアル等の見直しを行う。

#### エ 対策本部の廃止

国の緊急事態解除宣言がされた場合は、速やかに対策本部を廃止する。

### (2) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

小康期に入ったことを町民に周知するとともに、流行の第二波に備え、町民に情報提供と注意喚起を行う。

#### イ 情報共有

インターネット等を活用し、国や千葉県及び関係機関等と第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針や現場の状況等の情報を共有する体制を維持する。

#### ウ 相談窓口の縮小

状況を見ながら、新型インフルエンザ等相談窓口を縮小する。

### (3) 予防・まん延防止

流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し改善に努める。

### (4) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### [緊急事態宣言がされている場合の措置]

国が緊急事態宣言を行っている場合は、以下の対策を行う。

#### 予防接種

国及び千葉県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種を進める。

## (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア 町民への呼びかけ

必要に応じ、町民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。

#### [緊急事態宣言がされている場合の措置]

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国及び千葉県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、措置の縮小・中止する。

## 町内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

### (1) 実施体制

#### ア 体制強化

町内又は他都道府県等において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、一宮町新型インフルエンザ等対策会議を開催し、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。

### (2) 情報提供・共有

町は、県内・町内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国と連携し、発生状況及び対策について、町民に積極的な情報提供を行う。

### (3) 予防・まん延防止

町は県が行う調査等について、必要に応じて適宜、協力する。

## 町内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

### (1) 実施体制

#### ア 体制強化

町内又は他都道府県等において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、一宮町新型インフルエンザ等対策会議を開催し、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。

### (2) 情報提供・共有

町は、県内・町内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国と連携し、発生状況及び対策について、町民に積極的な情報提供を行う。

### (3) 予防・まん延防止

町は県が行う調査等について、必要に応じて適宜、協力する。